佐賀県訓令甲第８号

県土整備部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和７年12月17日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（所長の専決事項） **第３条**　所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(31)　略 (32)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、第 35 条の２、第 37 条、第 42 条及び第 45 条の規定による開発行為（その規模が１万平方メートル以上のもの、佐賀県開発審査会の議を経るものを除く。以下第 34 号から第 38 号までにおいて同じ。）の許可及び承認並びに法第 34 条の２の規定による開発行為（その規模が１万平方メートル以上のものを除く。）の協議に関すること。 (33)～(40)の５　略	（所長の専決事項） **第３条**　所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(31)　略 (32)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、第 34 条の２、第 35 条の２、第 37 条、第 42 条及び第 45 条の規定による開発行為（その規模が１万平方メートル以上のもの及び佐賀県開発審査会の議を経るものを除く。以下次号から第 37 号まで及び第 41 号において同じ。）の許可、協議及び承認に関すること。 (33)～(40)の５　略 (41)　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条第１項及び第２項の規定による特定工程に係る工事（開発行為に限る。次号から第 58 号までにおいて同じ。）の中間検査申請の受理、中間検査及び中間検査合格証の交付に関すること。 (42)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第１項の規定による工事の定期の報告の受理に関すること。 (43)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条第２項から第４項までの規定による工事に係る命令に関すること。

改正前	改正後
	(44)　宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第５項(第23条第３項により準用する場合を含む。）の規定による工事に係る措置の実施及び公告に関すること。 (45)　宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第６項(第23条第３項により準用する場合を含む。）の規定により工事に係る措置の実施に要した費用を負担させること。 (46)　宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第２項の規定による工事に係る勧告に関すること。 (47)　宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第１項及び第２項の規定による工事に係る命令に関すること。 (48)　宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第１項の規定による工事に係る立入検査に関すること。 (49)　宅地造成及び特定盛土等規制法第25条第１項の規定による工事の報告の徴取に関すること。 (50)　宅地造成及び特定盛土等規制法第37条第１項及び第２項の規定による特定工程に係る工事の中間検査申請の受理、中間検査及び中間検査合格証の交付に関すること。 (51)　宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第１項の規定による工事の定期の報告の受理に関すること。 (52)　宅地造成及び特定盛土等規制法第39条第２項から第４項までの規定による工事に係る命令に関すること。 (53)　宅地造成及び特定盛土等規制法第39条第５項(第42条第３項により準用する場合を含む。）の規定による工事に係る措置の実施及び公告に関すること。 (54)　宅地造成及び特定盛土等規制法第39条第６項(第42条第３項により準用する場合を含む。）の規定により工事に係る措置の

改正前	改正後
	実施に要した費用を負担させること。 (55)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 41 条第２項の規定による工事に係る勧告に関すること。 (56)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 42 条第１項及び第２項の規定による工事に係る命令に関すること。 (57)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 43 条第１項の規定による工事に係る立入検査に関すること。 (58)　宅地造成及び特定盛土等規制法第 44 条第１項の規定による工事の報告の徴取に関すること。
(41)　略	(59)　略
２～５　略	２～５　略

附　則

この訓令は、令和８年１月５日から施行する。ただし、第３条第１項第 32 号の改正規定（「、佐賀県開発審査会」を「及び佐賀県開発審査会」に、「第 34 号」を「次号」に、「第 38 号」を「第 37 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。